（経過措置）

2　この省令の施行の際現にある第一条の規定による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

（学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴う国土交通省関係省令の整備に関する省令の一部改正）

3　学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴う国土交通省関係省令の整備に関する省令（平成十九年国土交通省令第二十七号）の一部を次のように改正する。

附則第二項第七号を次のように改める。

七　宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則（昭和三十七年建設省令第三号）第十八条

○経済産業省令第十三号

再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成二十三年法律第百八号）の規定に基づき、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年三月三十一日　　経済産業大臣　西村　康稔

再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行規則等の一部を改正する省令（再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行規則の一部改正）

第一条　再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行規則（平成二十四年経済産業省令第四十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（再生可能エネルギー発電設備の区分等） **第三条**　法第二条の二第一項の経済産業省令で定める再生可能エネルギー発電設備の区分、設置の形態及び規模（以下「設備の区分等」という。）は、次のとおりとする。 一・二　［略］ 三　太陽光発電設備（第四号の三から第四号の六までに掲げるものを除く。）であって、その出力が十キロワット以上五十キロワット未満のもの 三の二　太陽光発電設備（第四号の三から第四号の六までに掲げるものを除く。）であって、その出力が五十キロワット以上二百五十キロワット未満のもの 三の三　太陽光発電設備（第四号の三から第四号の六までに掲げるものを除く。）であって、その出力が二百五十キロワット以上五百キロワット未満のもの 四　太陽光発電設備（第四号の三から第四号の六までに掲げるものを除く。）であって、その出力が五百キロワット以上千キロワット未満のもの 四の二　太陽光発電設備（次号から第四号の六までに掲げるものを除く。）であって、その出力が千キロワット以上のもの 四の三　建築物の屋根に設ける太陽光発電設備（以下「屋根設置太陽光発電設備」という。）であって、その出力が十キロワット以上二百五十キロワット未満のもの	（再生可能エネルギー発電設備の区分等） **第三条**　法第二条の二第一項の経済産業省令で定める再生可能エネルギー発電設備の区分、設置の形態及び規模（以下「設備の区分等」という。）は、次のとおりとする。 一・二　［略］ 三　太陽光発電設備であって、その出力が十キロワット以上五十キロワット未満のもの 三の二　太陽光発電設備であって、その出力が五十キロワット以上二百五十キロワット未満のもの 三の三　太陽光発電設備であって、その出力が二百五十キロワット以上五百キロワット未満のもの 四　太陽光発電設備であって、その出力が五百キロワット以上千キロワット未満のもの 四の二　太陽光発電設備であって、その出力が千キロワット以上のもの ［新設］

四の四　屋根設置太陽光発電設備であって、その出力が二百五十キロワット以上五百キロワット未満のもの	［新設］
四の五　屋根設置太陽光発電設備であって、その出力が五百キロワット以上千キロワット未満のもの	［新設］
四の六　屋根設置太陽光発電設備であって、その出力が千キロワット以上のもの	［新設］
五・五の二　［略］	五・五の二　［略］
六　海に設置される風力発電設備であって、船舶により当該風力発電設備に係る風車及び風車を支持する工作物（以下「風車等」という。）を設置し、かつ、船舶により当該風車等の保守に従事する者及びその保守を行うために必要な器材その他の物資を輸送することを要するもの（以下「洋上風力発電設備」という。）（次号から第八号の三までに掲げるものを除く。）	六　海に設置される風力発電設備であって、船舶により当該風力発電設備に係る風車及び風車を支持する工作物（以下「風車等」という。）を設置し、かつ、船舶により当該風車等の保守に従事する者及びその保守を行うために必要な器材その他の物資を輸送することを要するもの（以下「洋上風力発電設備」という。）（次号から第八号の三までに掲げるものを除く。）
七～三十の四　［略］	七～三十の四　［略］
（供給促進交付金単価の算定方法） **第三条の五**　法第二条の四第二項第二号の経済産業省令で定める方法は、前条で定める期間中に卸電力取引市場（電気事業法第九十八条第一項に規定する卸電力取引市場をいう。以下同じ。）における同一時間帯の売買取引における電気の一キロワット時当たりの平均価格（翌日市場及び一時間前市場（電気事業法施行規則（平成七年通商産業省令第七十七号）第一条第二項第六号に規定する一時間前市場をいう。以下この条において同じ。）における同一の時間帯の電気の一キロワット時当たりの売買取引における価格として卸電力取引所が公表する額を当該翌日市場及び一時間前市場における当該時間帯の売買取引の数量により加重平均した額をいう。ただし、認定発電設備が太陽光発電設備又は風力発電設備の場合にあっては、翌日市場及び一時間前市場における同一の時間帯の電気の一キロワット時当たりの売買取引における価格として卸電力取引所が公表する額を、当該翌日市場及び一時間前市場における当該時間帯の売買	（供給促進交付金単価の算定方法） **第三条の五**　法第二条の四第二項第二号の経済産業省令で定める方法は、前条で定める期間中に卸電力取引市場（電気事業法第九十八条第一項に規定する卸電力取引市場をいう。以下同じ。）における同一時間帯の売買取引における電気の一キロワット時当たりの平均価格（翌日市場及び一時間前市場（電気事業法施行規則（平成七年通商産業省令第七十七号）第一条第二項第六号に規定する一時間前市場をいう。以下この条において同じ。）における同一の時間帯の電気の一キロワット時当たりの売買取引における価格として卸電力取引所が公表する額を当該翌日市場及び一時間前市場における当該時間帯の売買取引の数量により加重平均した額をいう。ただし、認定発電設備が太陽光発電設備又は風力発電設備の場合にあっては、翌日市場及び一時間前市場における同一の時間帯の電気の一キロワット時当たりの売買取引における価格として卸電力取引所が公表する額を、当該翌日市場及び一時間前市場における当該時間帯の売買取引